

消費生活相談

アポイントメントセールス

【相談】

指輪のデザイナーをしている女性から「話をしたい」と電話で呼び出され喫茶店に行くと、「私たちの関係をイメージした」という指輪の購入を長時間にわたり勧誘され、契約してしまった。しかし、高額であり支払いができないため解約したい。



【処理】

契約日から8日以内であったため、クーリング・オフするよう助言し、書類の書き方や送付方法などを説明した。

【ワンポイント講座】

電話やメールなどで「会って話したい」などと、販売目的を告げずに会場等に呼び出し、商品・サービスの契約を勧める販売方法を『アポイントメントセールス』と呼んでいます。二十代の若年者が主なターゲットにされており、異性間の恋愛感情を巧みに利用し契約へ誘導するケースが多いようです。さらに、相手に抱かせた好意を利用してクーリング・オフさせないようにする事例も見られます。こうした誘いに「話を聞くだけなら」と軽い気持ちで出かけないようにしましょう。また、契約をするつもりがなければ、きっぱりと断り、帰るようにしましょう。

【問い合わせ先】

消費生活相談窓口
商工労働課内
(☎ 82-1150)
総合事務所産業課内
(☎ 71-1642)

お知らせ

児童福祉課からのお知らせ

■乳幼児医療費助成制度

乳幼児医療費助成制度は、小学校就学前までの乳幼児の医療費（保険適用の自己負担分）を助成する制度で、両親の市民税所得割額の合算が82,300円以下の世帯の乳幼児が対象となります。

手続きの済んでいない人、他市区町村から転入で未届けの人は、手続きをしてください。

■母子家庭医療費助成制度

母子家庭医療費助成制度は、市民税所得割非課税の世帯で、18歳未満の児童がいる母子家庭の母および児童の医療費（保険適用の自己負担分）を助成する制度です。

手続きの済んでいない人、他市区町村から転入して未届けの人は、手続きをしてください。

■児童手当現況届の提出

現在児童手当を受けている人は、児童の養育状況を確認するための現況届を必ず提出してください。現況届の提出がないと、6月分以降の手当を受けることができません。

◇受付期間

6月1日(水)～6月30日(木)

◇受付場所

児童福祉課
総合事務所保健福祉課、南支所
埴生支所、公園通出張所

■問い合わせ先

児童福祉課 (☎ 82-1175)

新卒者採用予定事業主のための求人受理説明会

◇とき 6月13日(月) 13:30～15:30

◇ところ いこいの村江汐

◇内容

○平成17年3月学校卒業者の就職状況について

○平成18年3月新規学校卒業予定者を対象とする求人活動について

○採用選考時の留意事項について

◇問い合わせ先

ハローワーク小野田(☎ 83-2149)

農業委員会委員選挙

◇告示日 7月3日(日)

◇投票日 7月10日(日) 市内11か所

■立候補に関する説明会

○とき 6月13日(月) 9:00～

○ところ 市役所3階大会議室

◇問い合わせ先

選挙管理委員会事務局
(☎ 82-1183)

市税の夜間納税(相談)窓口

日中、仕事などで納税または納税相談ができない人のために、「夜間納税(相談)窓口」を開設します。

◇とき 6月28日(火)～30日(木)

17:15～20:00

◇ところ 税務課収納係

総合事務所総務課税務係

◇問い合わせ先

税務課収納係 (☎ 82-1126)

教科書展示コーナーの開設

◇内容 来年度の中学校教科用図書見本の展示

◇とき 6月7日(火)～7月29日(金)

9:30～18:00

(土・日曜日は9:30～17:00)

※月曜日および第1金曜日は閉館

◇ところ 中央図書館

◇問い合わせ先

学校教育課 (☎ 82-1201)

戦没者等のご遺族の皆様へ

戦没者等の死亡当時のご遺族で、4月1日において、公務扶助料や遺族年金等を受ける方がいない場合に、額面40万円、10年償還の記名国債が支給されます。

◇対象

①弔慰金の受給権者

②戦没者等の子

③戦没者と生計関係を有しており、かつ、戦没者等と氏が同じである

①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹

④上記③以外の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹

⑤上記①～④以外のご遺族で、戦没者等の死亡時まで引き続き一年以上生計関係を有していた三親等内の親族

◇問い合わせ先

社会福祉課(☎ 82-1174)